

## 令和5年度募集分

### 併設型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換事業者募集要項

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

#### 1 はじめに

- 本市では、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設は、「第8期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2023）」に基づき計画的な整備を進めております。このうち特別養護老人ホームに関しましては、令和5年度までに、「380人」分の整備計画を掲げているところです。
- この整備計画に沿って、令和5年度に、併設型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換を希望される事業者を募集することとしました。転換を希望される事業者におかれましては、この要項及び関係法令（老人福祉法、介護保険法等）、関係条例等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。

#### 2 募集内容について

##### (1) 募集対象施設

○特別養護老人ホーム

※特養に併設する短期入所生活介護事業所からの転換に限る。

※地域密着型特別養護老人ホームから広域型特別養護老人ホームとなる計画も可能。

##### (2) 募集数

○募集数 124人分

※第8期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げる令和3年度から令和5年度の特養整備目標数380人分から令和3年度整備100人分、令和3年度短期入所生活介護からの転換20人分及び令和4年度、令和5年度整備着工分196人分を除き、令和4年度定員減少分を含めた164人分のうち併設型短期入所生活介護からの転換分。

##### (3) 募集する日常生活圏域

○市内の全区域

##### (4) 転換する時期

○令和5年度（令和6年4月1日まで）

(5) 応募の対象者について

○名古屋市内において特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所を運営する法人

3 転換協議の受付について

本募集要項にのっとり、併設型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換希望者は、P. 12「令和5年度募集分併設型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換協議申出書」を提出してください。

【転換協議申出書の提出期限】

令和5年5月17日（水） 17時まで

（郵送、メール又は持参のこと。郵送、メールの場合は、必ず期限内に到着確認を電話にて行うこと。持参の場合は、必ず事前に電話連絡のこと。）

協議書類の提出期限は次のとおりです。

【転換協議書の提出期限】

令和5年6月23日（金） 17時まで

（必ず事前に電話連絡の上、持参のこと。郵送不可）

※いずれの書類も提出先は、名古屋市役所本庁舎2階 健康福祉局高齢福祉部介護保険課です（詳しくはP.7参照）。

※いずれの書類についても、提出期限が書類受付の最終日ですので、それまでに書類の不足、内容誤り等々がないように担当課職員と十分打合せをし、確定した書類を提出してください。なお、協議書類については、転換協議申出書を提出いただいた後、適宜相談を受付けます。

※いずれの書類についても、提出期限を過ぎた場合においては、いかなる理由であっても受理いたしません。

4 提出書類について

- 別にお示しする提出書類一覧のとおり提出していただきます。
  - ※「転換協議申出書」につきましては、ウェブサイト「NAGOYA かいごネット」よりダウンロードし、ご利用ください。
  - ※その他の提出書類様式につきましては、転換協議申出書の提出後、電子メールにて送付します。
- 提出された書類は、返却いたしません。
- 転換協議書は項番ごとにインデックスを付し、A4判のフラットファイル（バインダーやビニールファイルは不可）に綴じ1部を提出してください。

## 5 今後の日程について（予定）

区 分	事 項
令和5年3月30日	転換事業者募集開始
5月17日	<b>「転換協議申出書」の提出期限（法人→市）</b> ※「転換協議書」の提出前に申出書の提出が必要です。
6月23日	<b>「転換協議書」の提出期限（法人→市）</b> ※本市が求める書類について、 <b>確定した書類を提出してください。</b>
6月～8月	検討・協議内容審査・ヒアリング 特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員より意見聴取 <b>事業者の選定</b>
9月上旬	<b>選定結果の通知（市→法人）</b>
転換床の事業開始 2か月前(末日まで)	特養定員数の変更認可申請書類の提出 (老人福祉法、法人→市)
～令和6年4月1日	転換床の事業開始
転換床の事業開始後 10日以内	特養の定員数の変更届（介護保険法、法人→市）

※上記の日程については、事情により変更になることがあります。

※転換により、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームが定員30人以上の特別養護老人ホームとなる場合などは、設置認可及び指定を受ける必要があります。

## 6 特別養護老人ホームへの転換方針（協議要件）

- 1事業所の転換数は、令和5年6月1日時点の短期入所の定員を上限とします。
- ユニット型の場合は、ユニット単位の転換とします。
- 転換床の事業の開始日は毎月1日に限ります。
- 令和6年4月1日までに特養に転換して事業を開始してください。

## 7 選定方法と結果について

### (1) 選定

- 選定基準に従い、提出期限までに提出された転換協議書及びヒアリングをもって選定するものとします。選定基準は、P.9「令和5年度募集分 併設型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換選定基準」となります。
- 最終的な選定は特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員における意見聴取の上、行います。
- 評価項目の得点の高い計画を優先して選定することから、選定順位によっては申請した転換希望数以下で採択される場合があります。
- 採択した法人の辞退等により募集数に空きが生じた場合は、採択されなかった法人のうち得点の高い計画から転換について調整させていただく場合があります。

### (2) 結果の通知

選定結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず「令和5年9月上旬」をめどに各法人あて通知する予定です。

## 8 留意事項

### (1) 協議にあたって

- 転換協議書の提出期限までに理事会等の議決等により意思決定を経て協議してください。
- **安全性・収益性の観点により法人の財務状況に支障がないことが条件になります。(流動比率が、直近2年のいずれかの期で100%未満がないこと。自己資本比率が、直近2年のいずれかの期でマイナスがないこと。サービス活動収益対経常増減差額比率が、直近2年のいずれかの期でマイナスがある場合は協議事項とします。)**
- 協議者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、協議を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部に対し照会することがあります。
- 下記に該当する法人（その法人と代表者を同一人物とする法人も含む）は応募できません。ただし、特段の事情があるものとして市長が認めた法人は除きます。
  - ・ 本市が実施した各種の事業者公募等（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護等）において、併設計画として採択された併設事業所を開設後10年未満、かつ、転換協議書提出期限より過去3年以内に廃止した法人。
  - ・ 介護保険事業のうち施設・居住系サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホーム・特定施設入居者生活介護）を転換協議書提出期限より過去3年以内に廃止した法人。

### (2) 補助金について

転換にかかる名古屋市からの補助はありません。

### (3) 財産処分について

国又は自治体から補助金を受けて取得した財産について、転用などする場合は財産処分の手続きが必要となります。また、取得後10年未満で転用などする場合は補助金の返還が生じる場合があります。財産処分が必要な場合は、処分実施までに財産処分の手続きを完了させる必要があります。

#### (4) 利用者等への説明について

採択された場合、短期入所生活介護の定員が減少等することから、利用者や関係機関に対し必ず説明を行ってください。転換協議書提出時には、その説明状況の報告が必要です。

#### (5) 欠格事由について

事業者指定にあたっては欠格事由があります。介護保険法の規定により、申請者・役員が申請前5年以内に介護保険サービスについて不正又は著しく不当な行為をしたことがある場合などは、事業者指定を行うことができません。

### 9 協議書提出にあたっての留意点

- 協議書は、「転換協議申出書」をその期限までに提出した場合に限り受け付けます。
- 協議者が提出された書類に虚偽の記載をした場合は協議を無効とします。  
また、選定後において虚偽等が判明した場合にも選定を無効とします。
- **協議書提出後は、法人の都合による計画の変更は認めません。**
- 協議に関し必要な費用は、協議者の負担とします。
- 提出書類は理由の如何に関わらず返却いたしません。
- 提出書類については、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく開示の対象となることもありますのでご留意願います。
- 書類の提出期限後にはやむを得ない事由等で辞退する場合、辞退理由を明記の上、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- **協議相談及び各種書類の提出時は、法人役員及び従業者の方に同席願います。代行申請は不可とします。**

### 10 特別養護老人ホームの運営

#### (1) 入所者の選定

転換後の入所者の選定については、特別養護老人ホーム優先入所指針に沿って行ってください。

#### (2) 人員基準

転換により下記の職種について必要な人数が変更になる場合があります。

生活相談員	入所者100人に対して常勤で1人以上、100人を超える場合は常勤で2人以上
介護・看護職員	総数は入所者3人に対して常勤換算で1人以上、また入所者数により常勤換算の看護職員数が決められています。 ・入所者51～130人の場合、常勤換算で看護職員3人以上 ・入所者131人～180人の場合、常勤換算で看護職員4人以上
栄養士又は管理栄養士	1人以上
介護支援専門員	入所者100人に対して常勤で1人以上、100人を超える場合は常勤で2人以上が基準

(3) 選定基準におけるプライバシー多床室について

プライバシー多床室は、プライバシー保護の観点からベッド間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者等からの視線を遮断する構造の多床室です。(天井からの隙間は可としますが、家具やカーテンで仕切られている場合は該当しません。)



## 11 社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」の推進について

(平成 30 年 1 月 23 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 抜粋)

現在、社会福祉法人においては、「地域における公益的な取組み」の実施が法人の責務として位置づけられております。

「社会福祉法人による「地域における公益的な取組み」の推進について」(通知)において、地域における公益的な取組みの内容について、以下のとおり記載されておりますので、今後の法人運営の参考にしてください。

- 社会福祉法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズに対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであり、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬等、税や保険料等の公費によって賄われている。
- 社会福祉法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し対応することが求められており、このような認識の下、地域における公益的な取組みの実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。
- 地域における公益的な取組みの内容として、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要とされており、例として以下のようなものが挙げられる。
  - ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
  - ②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
  - ③無料又は低額な料金で提供されること

- ・ 行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、地域住民相互のつながりの強化を図るもの
- ・ 地域住民のサロンや生涯学習会の実施など、地域交流促進のための場の提供
- ・ 生計困難者等に対する利用者負担軽減
- ・ 特別養護老人ホーム等の入所施設による在宅の中重度の要介護者等の生活支援
- ・ 地域住民に対する介護技術研修の実施
- ・ 地域内の連携による福祉人材の育成
- ・ 複数法人の連携による災害時要援護者への支援

- ・災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組み
- ・地域における成年後見人等の受託
- ・生活困窮者に対する相談支援、一時的な居住等の支援の実施、就労訓練事業（いわゆる中間的就労）や社会参加活動の実施
- ・低所得高齢者等の居住の確保に関する支援
- ・貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯等の子どもへの教育支援
- ・ひきこもりの者、孤立した高齢者、虐待を受けている者等の居場所づくりや見守りの実施
- ・刑務所出所者への福祉的支援

#### 《問い合わせ先・書類の提出先》

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係（市役所本庁舎2階）

電話 052-972-2539 FAX 052-972-4147

Mail : a2536@kenkofukushi.city.nagoya.<sup>エルジー</sup>lg.jp

NAGOYA かいごネット (<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/>)

- \* ご不明な点等は、原則としてP.8「併設型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換にかかる質問送付票」によりメールもしくはFAXでお問合せください。後日回答いたします。なお、質問送付票を送付される場合は、電話にて連絡をお願いいたします。

**【質問送付票の提出期限】 令和5年4月21日（金）**

- \* 来庁にあたっては必ず事前に電話予約をお願いいたします。

#### 参 考

厚生労働省令、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、以下のウェブサイトを確認ください。

□厚生労働省法令等データベース <https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

□独立行政法人福祉医療機構ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

（基本的な法令等）

- ・「名古屋市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- ・「名古屋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
- ・「名古屋市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」
- ・「特別養護老人ホームの設備及び運営の基準」、「(同左) について」
- ・「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」、「(同左) について」
- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「(同左) について」
- ・「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」、「(同左) の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、「(同左) の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・「社会福祉法人による地域における公益的な取組の推進について（課長通知）」

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市健康福祉局高齢福祉部  
介護保険課施設指定係担当者 宛  
Mail : a2536@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp  
FAX : 052-972-4147  
TEL : 052-972-2539

## 併設型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの 転換にかかる質問送付票

送信日	年 月 日 ( )
送信元	法人名 : 転換希望事業所名 : TEL : FAX : E-mail : 担当者 :
件名	
質問	

令和5年4月21日(金)まで質問を受け付けます。



令和5年度募集分 併設型短期入所生活介護から特別養護老人ホームへの転換選定基準

評価項目	具体的な視点	配分	配点
<b>1 法人の状況（配分5点）</b>			
社会貢献のための具体的な取組み実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における成年後見人等の受託</li> <li>・生活困窮者に対する就労訓練事業の実施</li> <li>・生活保護世帯等の子どもへの教育支援</li> <li>・刑務所出所者への福祉的支援</li> <li>・本市が認定する企業としての取組み実績の有無（子育て支援企業、女性の活躍推進企業、ワーク・ライフ・バランス推進企業）等</li> </ul>	5点 ～ 0点	5点
<b>2 特別養護老人ホームの整備状況（配分15点）</b>			
特別養護老人ホームの整備が進んでいない区域における転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の整備率</li> </ul>	15点 11点 7点 3点	15点
<b>3 短期入所生活介護事業所の整備状況（配分5点）</b>			
短期入所生活介護事業所の市内平均以上の整備率の区における転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内平均以上の区での転換</li> <li>・市内平均に満たない区での転換</li> </ul>	5点 0点	5点
<b>4 転換後の居室の形態（配分10点）</b>			
転換する居室の転換後の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット型個室又は従来型個室</li> <li>・プライバシーに配慮した多床室</li> <li>・多床室</li> </ul>	10点 5点 0点	10点
<b>5 併設する特別養護老人ホームの計画内容について状況（配分65点）</b>			
(1) 特別養護老人ホームの運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・併設する特養の運営実績が10年以上</li> <li>・併設する特養の運営実績が10年未満</li> <li>※令和5年6月1日時点における運営実績（休止期間は除く）</li> </ul>	10点 0点	10点
(2) 特別養護老人ホームの稼働率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・併設する特養の稼働率が95%以上</li> <li>・併設する特養の稼働率が95%未満</li> </ul>	10点 0点	10点
(3) 特養における医療的ケアの必要な方の受入れ体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜勤職員配置加算Ⅲ・Ⅳの取得状況</li> <li>・看護職員を配置</li> <li>・喀痰吸引等の実施可能な介護職員を配置</li> <li>・加算取得なし</li> <li>※令和5年6月1日時点の取得状況</li> </ul>	10点 5点 0点	10点
(4) 特養における医療的ケアの必要な方の受入れ状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員の30%以上受入</li> <li>・定員の20%以上30%未満の受入</li> <li>・定員の10%以上20%未満の受入</li> <li>・定員の10%未満の受入</li> <li>※令和5年4月1日時点の状況</li> </ul>	10点 5点 3点 0点	10点
(5) 人材確保・定着支援に対する取組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の確保</li> <li>・質の高い人材の育成</li> <li>・働きやすい環境づくり</li> </ul>	10点 ～ 0点	10点
(6) ICT・介護ロボットの活用の有無	ICT・介護ロボットの活用による介護サービスの質の向上、介護職員の身体的・精神的負担軽減、業務改善等	5点 ～ 0点	5点
(7) 事業実施にあたって地域に開かれた運営を行うための具体的な取組みの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェ</li> <li>・高齢者サロン</li> <li>・高齢者相談窓口</li> <li>・地域向け介護教室 等</li> </ul>	10点 ～ 0点	10点
合計			100点

※稼働率は令和4年6月から令和5年5月までの1年間の平均又は令和5年6月1日時点。

※1年間の平均稼働率は、利用延日数÷(定員×365)×100【小数点以下切捨て】

※稼働率は空床ショートを含む。

○事業者の選定方法

・転換協議書提出期限より過去3年以内に、本市が実施した各種の事業者公募等(特養・老健・認知症高齢者グループホーム等)において、採択されたにもかかわらず辞退した法人、もしくは特養併設計画として採択されたにもかかわらず当該併設事業所を開設しなかった法人は合計点より5点減点する。

・評価項目ごとの得点の合計点から減点した後の得点が高い事業者を選定する。なお、同じ得点の場合は、要介護3～5の人数に対する特養定員の割合が低い区での転換を優先し、次に転換後の居室の形態がユニット型での転換を優先し、次に併設する特養の稼働率が高い事業者を優先する。

# 特別養護老人ホームの整備状況

令和5年3月1日時点

優先順位	区名	か所数		定員計 (人)	要介護3～5の人数に対する特養定員割合	4区定員計 a(人)	4区要介護3～5の人数 b(人)	a/b	配点
		広域型	地域密着型						
1	名東	1	1	170	6.43%	928	8,404	11.04%	15
	千種	4		338	12.22%				
	昭和	3		230	13.04%				
	中	2		190	15.37%				
2	中村	5		460	17.63%	1,865	9,612	19.40%	11
	緑	9	2	735	19.54%				
	瑞穂	5		400	20.00%				
	東	3	1	270	21.70%				
3	北	6	6	794	21.84%	3,003	12,910	23.26%	7
	中川	9	3	852	22.39%				
	西	7	1	623	24.71%				
	南	8	1	734	24.88%				
4	守山	10	3	947	26.13%	3,220	10,186	31.61%	3
	天白	8	2	721	27.60%				
	港	9	7	953	34.90%				
	熱田	6	2	599	49.05%				
	計	95	29	9,016	21.93%	9,016	41,112	21.93%	

※「認定者数」は令和5年2月末現在の人数

※「か所数」及び「定員計」は整備予定施設を含む

※名東区のか所数及び定員は、厚生院を除く

# 短期入所生活介護事業所の整備状況

令和5年3月1日時点

区名	か所数		定員計 (人) A	要介護・要支援 認定者数(人) B	要介護・要支援認 定者数に対する ショート定員割合 A/B	配点
	併設型	単独型				
熱田	7	1	148	3,499	4.23%	5
中	4	2	108	3,593	3.01%	
港	15		242	8,200	2.95%	
天白	6	4	208	7,280	2.86%	
守山	11	1	213	9,218	2.31%	
北	13	2	228	10,177	2.24%	
西	7	2	161	7,231	2.23%	
中川	11	2	208	10,952	1.90%	
南	8	1	163	8,692	1.88%	
緑	10	1	182	10,970	1.66%	
昭和	4		74	5,396	1.37%	
東	3		40	3,596	1.11%	
瑞穂	4		64	6,050	1.06%	
千種	2	1	83	8,169	1.02%	
中村	4		48	8,039	0.60%	
名東	1	1	40	7,440	0.54%	
計	110	18	2,210	118,502	1.86%	
					市内平均整備率	
					1.86%	

※「認定者数」は令和5年2月末現在の人数

※「か所数」及び「定員計」は整備予定施設を含む

